

平成27年9月30日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会
会長 小林 慶太郎

公の施設の指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成27年7月7日付け鈴総第147号にて諮問された公の施設の指定管理者の候補者選定について、本委員会で慎重に審議した結果、別紙のとおりまとめましたので答申します。



公の施設の指定管理者の候補者選定に係る答申書

平成27年9月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、非公募による公の施設の指定管理者の募集に対し、各申請者から提出された申請書に基づき、当該施設を所管する担当課が実施した審査の結果について、委員会の意見を取りまとめたので、ここに答申する。

1 委員会委員

会 長	小林 慶太郎	四日市大学 教学部長 総合政策学部教授
委 員	貴島 日出見	鈴鹿医療科学大学 医療福祉学科 学科長 保健衛生学部 教授
委 員	杉浦 礼子	高田短期大学 キャリア育成学科長キャリア研究センター長 教授
委 員	南条 七三子	税理士
委 員	安井 みどり	三重県なぎなた連盟理事長

2 答申までの経過

7月7日	指定管理者の候補者選定についての諮問 第1回委員会 (対象施設の確認, 選定スケジュール等の確認)
7月30日	意見書の提出
7月31日～ 9月3日	指定管理者募集
9月4日～ 9月9日	担当課による審査
9月16日	第2回委員会 (担当課ヒアリングの実施, 答申内容の検討)
9月30日	答申書の提出

3 桜の森公園野球場の指定管理者候補者選定に対する委員会の意見

申請者 所在地 三重県鈴鹿市江島台一丁目1番1号
団体名 特定非営利活動法人 鈴鹿市体育協会
代表者 会長 熊沢 逸雄

桜の森公園野球場の指定管理者候補者選定に当たっては、スポーツ課が非公募により特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、19項目の評価基準が設定され、スポーツ課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管するスポーツ課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

スポーツ課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 基本的な方針

申請者は、プレーヤーが施設を管理し、運営をマネジメントすることを基本理念に掲げ、地域特性に合った人材や資源を有効に活用するネットワークを有しており、公の施設として求められる公平性を十分に認識していることなどから適正であると判断した。

2. サービスの向上

申請者は、利用の促進に向けて、インターネット予約システムの導入、アンケートの実施と結果の公表を予定しており、また、苦情等に対する再発防止に取り組む仕組みや事務処理フローも適切に計画されている。

さらに、申請者は、非営利団体として、収益を市民に還元する方策も積極的に提案されていることなどから適正であると判断した。

3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において類似施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

ただし、指定を行う際には、自主事業の計画について、より具体性を持つよう指示する必要があると考える。

4 ベルホームの指定管理者候補者選定に対する委員会の意見

申請者 所在地 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
団体名 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
代表者 会長 南条 和治

ベルホームの指定管理者候補者選定に当たっては、障害福祉課が非公募により社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。

当該施設では、16項目の評価基準が設定され、障害福祉課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する障害福祉課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

障害福祉課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 基本的な方針

申請者は、鈴鹿市における社会福祉の中核的な役割を担っており、常時介護が必要な障がい者に対し、介護等のサービス及び療育的活動、創作的活動などの機会を提供し、障がい者の特性に応じた支援を通じて、心豊かに過ごせるような環境やサービスを提供する方針を掲げていることなどから適正であると判断した。

2. 福祉サービスの向上

申請者は、アンケートによる利用者の要望の把握や苦情担当職員を配置するなど法人全体で苦情受付、解決できる体制づくりを計画しているほか、個々の利用者への適切な情報提供やホーム便りによる一般向けの情報提供も行うこととしている。また、事務処理についてもフローを定めていることなどから適正であると判断した。

3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において当該施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

ただし、人員配置については、適切なサービス水準が維持できるよう継続的にモニタリングを実施する必要がある。

5 療育センターの指定管理者候補者選定に対する委員会の意見

申請者 所在地 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
団体名 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
代表者 会長 南条 和治

療育センターの指定管理者候補者選定に当たっては、障害福祉課が非公募により社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。

当該施設では、16項目の評価基準が設定され、障害福祉課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する障害福祉課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

障害福祉課の判断理由は、概して次のとおりである。

1. 基本的な方針

申請者は、鈴鹿市における社会福祉の中核的な役割を担っており、心身の発達に遅れや心配がある児童とその家族が地域の中で安心して暮らし、成長していくことができるよう児童を取り巻く様々な関係機関と連携し、途切れのない支援を行っていけるようなサービスを提供する方針を掲げていることなどから適正であると判断した。

2. 福祉サービスの向上

申請者は、アンケートによる利用者の要望の把握や苦情担当職員を配置するなど法人全体で苦情受付、解決できる体制づくりを計画しているほか、言語聴覚士を増員するなど人員配置も手厚く、個々の利用者への適切な情報提供やセンター便りによる一般向けの情報提供も行うこととしている。また、事務処理につ

いてもフローを定めていることなどから適正であると判断した。

3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において当該施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

ただし、予算の積算面で消費税の増税が反映されていないなど、不十分なところも見受けられるので、継続的にモニタリングを実施する必要がある。

6 答申に当たって

今回、指定管理者の募集を行った3件については、先に提出した意見書に記載したとおり非公募での募集を妥当としているが、指定管理者の募集方法については、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、原則公募を前提にしつつ、当該施設の種類や性質を鑑み、最も適した募集方法となるよう進められることを求めたい。